

休学・復学・退学・除籍について

1 休学

病気・けが、その他の理由により、長期にわたり（引続き3ヶ月以上）修学できない場合は、休学を願い出ることができます。休学期間は在学年数に算入しません。休学には手続きやその他の制約があり、また学費が減額されることがありますので、休学をする際は早めに修学キャンパスの学生課に相談してください。

休学の種類と期間および願い出有効期日は、つぎのとおりです。

休学の種類	対象となる期間	願い出有効期日 (最終日)	学費（在籍料）	当該年度の成績について
通年休学	4月1日～翌年の3月31日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに1年間の休学が認められた場合の年間の学費は、100,000円	すべて認定されません。
前学期休学	4月1日～9月30日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに前学期の休学が認められた場合の前学期学費は、50,000円	通年および前学期科目の成績は認定されません。
後学期休学	10月1日～翌年の3月31日	当該年12月31日	第2分納期（10月末日）までに後学期の休学が認められた場合の後学期学費は、50,000円	通年および後学期科目の成績は認定されません。

注意事項

- (1) 休学の期間は、当該年度限りとし、年度をまたぐ休学は認められません。
- (2) 休学の期間は、通算して3年（6学期）を超えることができません。
- (3) 休学の開始日は、大学が受け付ける日以降とし、願い出前に遡ることはできません。

2 復学

復学の時期は、年度始め（4月1日）または、後学期始め（10月1日）です。

通年休学した者が、事情により前学期休学に変更したい場合は、願い出により、後学期から復学することができます。

3 退学

本学を退学する場合は、修学キャンパスの学生課で手続きをしてください。

4 除籍

以下のいずれかに該当する場合、「除籍」となります。（学則第48条参照）

通算して在学8年（16学期）を超えてなお卒業し得ない者。

進級制を実施している学部・学科の学生で、通算して在学4年（8学期）を超えてなお3年次への進級要件を満たし得ない者。

所定の授業料・履修費・研修料その他の納入金を期日までに納入しない者。